

平成十年厚生省令第五号

理容師養成施設指定規則

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）
第三条第四項の規定に基づき、理容師養成施設指
定規則を次のように定める。

（この省令の趣旨）

第一条 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十
四号。以下「法」という。）第三条第三項に規
定する理容師養成施設の指定に關しては、この
省令の定めるところによる。

（養成課程）

第二条 法第三条第三項に規定する理容師養成施
設における養成課程は、昼間課程、夜間課程及
び通信課程とする。

2 昼間課程と夜間課程とは、併せて設けること
ができる。

3 通信課程は、昼間課程若しくは夜間課程を設
ける理容師養成施設又はこれらを併せて設ける
理容師養成施設に限って、これを設けることが
できる。

4 昼間課程、夜間課程又は通信課程には、昼間
課程又は夜間課程に美容師法（昭和三十三年法
律第六十三号）第四条第三項に規定する指定
を受けた美容師養成施設において美容師になる
のに必要な知識及び技能を修得していない者
を対象とする教科課程を設けている場合に限つ
て、当該美容師養成施設において美容師法施行
規則（平成十年厚生省令第七号）第十一条前段
に規定する期間以上美容師になるのに必要な知
識及び技能を修得している者を対象とする教科
課程（以下「美容修得者課程」という。）を設
けることができる。

（指定の申請手続）

第三条 法第三条第三項に規定する指定を受けよ
うとする理容師養成施設の設立者は、次の各号
に掲げる事項を記載した申請書に、理容師養成
施設の長及び教員の履歴書を添えて理容師養成
施設を設立しようとする日の四月前までに、当
該指定に係る理容師養成施設所在地の都道府県
知事に提出しなければならない。

一 理容師養成施設の名称、所在地及び設立予
定年月日

二 設立者の住所及び氏名（法人又は団体に
あつては、その名称、主たる事務所の所在地
並びに代表者の住所及び氏名）

三 理容師養成施設の長の氏名
四 養成課程の別

五 教員の氏名及び担当科目並びに専任又は兼
任の別

六 生徒の定員及び学級数

七 入所資格

八 入所の時期

九 修業期間、教科課程及び教科科目ごとの実
習を含む総単位数（通信課程にあつては、各
教科科目ごとの添削指導の回数及び面接授業
の単位数）

九の二 卒業認定の基準

十 入学科、授業料及び実習費の額

十一 理容実習のモデルとなる者の選定その他
理容実習の実施の方法

十二 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の
配置図及び平面図

十二の二 設備の状況

十三 設立者の資産状況及び理容師養成施設の
経営方法

十四 指定後二年間の財政計画及びこれに伴う
収支予算

2 以上の養成課程又は同一の養成課程に教科
課程が異なる二以上の教科課程を設ける理容師
養成施設にあつては、前項第五号から第十号ま
でに掲げる事項（同一の養成課程に教科課程が
異なる二以上の教科課程を設ける場合は当該教
科課程ごとに異なる事項に限る。）は、それぞ
れの養成課程又は教科課程ごとに記載しなけれ
ばならない。

3 通信課程を併せて設ける理容師養成施設に
あつては、第一項に規定するもののほか、次に
掲げる事項を申請書に記載し、かつ、これに通
信養成に使用する教材を添付しなければなら
ない。

一 通信養成を行う地域

二 授業の方法

三 課程修了の認定方法

（養成施設指定の基準）

第四条 法第三条第三項に規定する理容師養成施
設の指定の基準は、次のとおりとする。

一 学級課程に係る基準

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六
号）第九十条に規定する者であることを入
所資格とするものであること。

ロ 修業期間は、一年以上であること。ただ
し、美容修得者課程の修業期間は、一年以
上であること。

ハ 教科科目及び単位数は、別表第一（美容
修得者課程については別表第一の二）に定
めるとおりであること。

二 理容実習のモデルとなる者の選定等に
いて適当と認められるものであること。

ホ 理容師養成施設の長は、専ら理容師養成
施設の管理の任に当たることができる者で
あつて、かつ、理容師の養成に適當である
と認められるものであること。

ヘ 教員の数は、別表第二に掲げる算式に
よつて算出された人数（その数が五人未満
であるときは、五人。ただし、昼間課程に
美容修得者課程のみを設ける場合において
その数が二人未満であるときは、二人）以
上であり、かつ、これらによつて算出され
た人数の二分の一以上が専任であること。

ト 教員は、別表第三の上欄に掲げる科目に
ついてそれぞれ同表の下欄に該当する者で
あつて、かつ、理容師の養成に適當である
と認められるものであること。

チ 同時に授業を行う一学級の生徒数は、四
十人以下とすること。

リ 卒業の認定の基準が適當であると認めら
れること。

ヌ 校舎は、教員室、事務室、図書室、同時
に授業を行う学級の数を下らない数の専用
の普通教室及び適當な数の専用の実習室を
備えているものであること。

ル 普通教室の面積は、生徒一人当たり一・
六五平方メートル以上であること。

ロ 実習室の面積は、生徒一人当たり一・六
五平方メートル以上であること。

ワ 建物の配置及び構造設備は、又からラ
マで定めるもののほか、学習上、保健衛生
上及び管理上適切なものであること。

カ 学習に必要な機械器具、標本及び模型、
図書並びにその他の備品を有するものであ
ること。

コ 入学料、授業料及び実習費は、それぞれ
当該養成施設の運営上適當と認められる額
であること。

ク 経営方法は、適切かつ確実なものである
こと。

ク 前号（へを除く。）に該当するものであ
ること。

コ 教員の数は、別表第二に掲げる算式に
よつて算出された人数（その数が四人未満
であるときは、四人。ただし、夜間課程に
美容修得者課程のみを設ける場合において

その数が二人未満であるときは、二人）以
上であり、かつ、これらによつて算出され
た人数の二分の一以上が専任であること。

三 通信課程に係る基準

イ 第一号のイ、ハ（単位数に係る基準を除
く）、ニ、ト、リ、ヨ及びタに該当するも
のであること。

ロ 修業期間は、三年以上であること。ただ
し、美容修得者課程の修業期間は、一年六
月以上であること。

ハ 教員は、相当数の者を置くものとし、そ
のうち、専任の者の数は、生徒二百人以下
の場合には三人、二百人又はその端数を超え
ること一人を加えた数であること。ただ
し、通信課程に美容修得者課程のみを設け
る場合の専任の者の数は、生徒二百人以下
の場合には一人、二百人又はその端数を超え
ること一人を加えた数であること。

ニ 定員は、当該養成施設における昼間課程
又は夜間課程の定員（昼間課程と夜間課程
とを併せて設ける理容師養成施設にあつて
は、そのいずれか多数の定員）のおおむね
一・五倍以内であること。

ホ 通信課程における授業は、通信授業及び
面接授業とし、その方法等は、厚生労働大
臣が別に定める基準によること。

2 理容師養成施設のうち、特殊の地的事情に
あること、特定の者を生徒とすることその他特
別の事情により、入所資格、修業期間、教員の
数、同時に授業を受ける一学級の生徒数、普通
教室の面積又は実習室の面積が前項各号に掲
げる当該基準によることができないうか、又はこれ
らの基準によることを適當としないうものにつ
いては、厚生労働大臣は、当該養成施設の特別の
事情に基づいて、それぞれ特別の基準を設定す
ることができる。

（同時授業に關する特例）

第四条の二 理容師養成施設は、入所者の数（第
三条第一項第八号に規定する入所の時期におけ
る入所者の数をいう。）が前年又は前々年のい
ずれか一方の年において十五人未満であり、か
つ、他方の年において二十人未満である養成課
程において、次の各号に掲げる教科科目につ
いては、当該各号に掲げる美容師養成施設の教科
科目と同時授業（設立者を同じくする理容師養
成施設及び美容師養成施設において、養成課程
の別を同じくする当該理容師養成施設の生徒及

<p>第四條</p> <p>こと</p>	<p>び当該美容師養成施設の生徒が、いずれの施設にも勤務する教員から、同時に授業を受けることをいう。以下同じ。）を行うことができる。</p> <p>一 美容師養成施設の関係法規・制度 美容師養成施設の関係法規・制度</p> <p>二 美容師養成施設の衛生管理 美容師養成施設の衛生管理</p> <p>三 美容師養成施設の保健 美容師養成施設の保健</p> <p>四 美容師養成施設の化粧品化学 美容師養成施設の化粧品化学</p> <p>五 美容師養成施設の文化論 美容師養成施設の文化論</p> <p>六 美容師養成施設の運営管理 美容師養成施設の運営管理</p> <p>七 美容師養成施設の選択科目 美容師養成施設の選択科目（同時授業を行うことが可能な科目に限る。）</p> <p>2 前項の規定により美容師養成施設が同時授業を行う場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>第四條 別表第二に掲げ同時授業を行う美容師養成施設の算式に上設の教員数と合算して、別表二つて算出され第二に掲げる算式によって算出された人数（その出された人数（その数が五人）が五人未満未満であるときは、五人）であるときは、だし、美容修得者課程の教員五人。ただし、科目と美容師養成施設指定規程（平成十年厚生省令第八号）を設ける容修得者課程の教員課程のみを設ける容修得者課程の教員課程のみを設ける容修得者課程の教員課程において同時授業を行う場合においてその数が二人でその数が二人未満であるときは、二人）以上であり、かつ、これらによつて算出された人数の二分の一以上が専任教員であること。ただし、専任教員によつて算出された人数の二分の一以上が専任教員であること</p>
<p>こと</p>	<p>こと。ただし、同時授業を行う場合において、教育上支障</p>

<p>第一項</p> <p>第一項</p> <p>第二項</p> <p>第三項</p> <p>第四項</p> <p>第五項</p> <p>第六項</p> <p>第七項</p> <p>第八項</p> <p>第九項</p> <p>第十項</p> <p>第十一項</p> <p>第十二項</p> <p>第十三項</p> <p>第十四項</p> <p>第十五項</p> <p>第十六項</p> <p>第十七項</p> <p>第十八項</p> <p>第十九項</p> <p>第二十項</p> <p>第二十一項</p> <p>第二十二項</p> <p>第二十三項</p> <p>第二十四項</p> <p>第二十五項</p> <p>第二十六項</p> <p>第二十七項</p> <p>第二十八項</p> <p>第二十九項</p> <p>第三十項</p> <p>第三十一項</p> <p>第三十二項</p> <p>第三十三項</p> <p>第三十四項</p> <p>第三十五項</p> <p>第三十六項</p> <p>第三十七項</p> <p>第三十八項</p> <p>第三十九項</p> <p>第四十項</p> <p>第四十一項</p> <p>第四十二項</p> <p>第四十三項</p> <p>第四十四項</p> <p>第四十五項</p> <p>第四十六項</p> <p>第四十七項</p> <p>第四十八項</p> <p>第四十九項</p> <p>第五十項</p> <p>第五十一項</p> <p>第五十二項</p> <p>第五十三項</p> <p>第五十四項</p> <p>第五十五項</p> <p>第五十六項</p> <p>第五十七項</p> <p>第五十八項</p> <p>第五十九項</p> <p>第六十項</p> <p>第六十一項</p> <p>第六十二項</p> <p>第六十三項</p> <p>第六十四項</p> <p>第六十五項</p> <p>第六十六項</p> <p>第六十七項</p> <p>第六十八項</p> <p>第六十九項</p> <p>第七十項</p> <p>第七十一項</p> <p>第七十二項</p> <p>第七十三項</p> <p>第七十四項</p> <p>第七十五項</p> <p>第七十六項</p> <p>第七十七項</p> <p>第七十八項</p> <p>第七十九項</p> <p>第八十項</p> <p>第八十一項</p> <p>第八十二項</p> <p>第八十三項</p> <p>第八十四項</p> <p>第八十五項</p> <p>第八十六項</p> <p>第八十七項</p> <p>第八十八項</p> <p>第八十九項</p> <p>第九十項</p> <p>第九十一項</p> <p>第九十二項</p> <p>第九十三項</p> <p>第九十四項</p> <p>第九十五項</p> <p>第九十六項</p> <p>第九十七項</p> <p>第九十八項</p> <p>第九十九項</p> <p>第一百項</p>	<p>別表第二に掲げ同時授業を行う美容師養成施設の算式に上設の教員数と合算して、別表二つて算出され第二に掲げる算式によって算出された人数（その出された人数（その数が四人）が四人未満未満であるときは、四人）であるときは、だし、美容修得者課程の教員四人。ただし、科目と美容師養成施設指定規程（平成十年厚生省令第八号）を設ける容修得者課程の教員課程のみを設ける容修得者課程の教員課程において同時授業を行う場合においてその数が二人でその数が二人未満であるときは、二人）以上であり、かつ、これらによつて算出された人数の二分の一以上が専任教員であること。ただし、専任教員によつて算出された人数の二分の一以上が専任教員であること</p> <p>（定員十同時授業を行う美容師養成施設の定員）</p> <p>美容師又は美容師（同時授業を行う場合に限る。）</p>
--	--

第五條 法第三條第三項に規定する指定を受けた美容師養成施設（以下「指定養成施設」という。）の教科課程は、教科課程の基準として厚生労働大臣が別に定めるところによらなければならない。（変更等の承認）

第六條 指定養成施設の設立者は、当該養成施設における生徒の定員を増加しようとするとき、又は第三條第一項第十二号に掲げる事項を変更しようとするときは、二月前までに、その旨を記載した申請書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出し、その承認を得なければならない。

第七條 指定養成施設が廃止される場合において、当該養成施設に在学し、又はこれを卒業した者の学習の状況を記録した書類を適切に保存することができる者がいないときは、当該指定養成施設所在地の都道府県知事が、当該書類を保存しなければならない。（変更の届出）

第八條 指定養成施設の設立者は、第三條第一項第一号、第二号、第三号、第五号、第六号（学級数に関する部分に限る。）、第七号、第八号（第九号（教科課程に関する部分に限る。）、第九

号の二、第十号若しくは第十一号若しくは同条第三項に掲げる事項又は通信課程における通信教材の内容に変更を生じたときは、その旨を記載した届出書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

第九條 指定養成施設の設立者は、第三條第一項第六号に掲げる事項について変更（生徒の定員を減ずる場合に限る。）しようとするときは、あらかじめ、その旨を記載した届出書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならない。（収支決算等の届出）

第十條 指定養成施設の設立者は、毎年七月三十一日までに、次の事項を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

一 前年の四月一日からその年の三月三十一日までの収支決算の細目

二 その年の四月一日から翌年の三月三十一日までの収支予算の細目

（入所及び卒業の届出）

第十一條 指定養成施設の設立者は、毎年四月三十一日までに、前年の四月一日からその年の三月三十一日までの入所者の数及び卒業者の数を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に届け出なければならない。（卒業証書）

第十二條 指定養成施設の長は、その施設の全科課程を修了したと認められた者には、次の事項を記載した卒業証書を授与しなければならない。

一 卒業者の本籍、氏名及び生年月日

二 卒業の年月日

三 指定養成施設の名称、所在地及び長の氏名（報告の徴収及び指示）

第十三條 指定養成施設所在地の都道府県知事は、指定養成施設につき必要があると認めるときは、その設立者又は長に対して報告を求めることができる。

第十四條 指定養成施設所在地の都道府県知事は、指定養成施設の内容、教育の方法、施設、設備その他が適当でないとき、その設立者又は長に対して必要な指示をすることができる。（指定の取消し）

第十五條 指定養成施設が第四條の規定による基準に適合しなくなったと認めるとき、その設立者が

第六条の規定に違反したとき、又はその設立者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき若しくは定員を超えて生徒を入所させているときは、その指定を取り消すことができる。

2 第七条の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

附則

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）による改正前の理容師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十一号。以下「旧規則」という。）第十條第一項の規定により提出されている申請書は、第三條第一項の規定により提出されているものとみなす。

第三条 指定養成施設（第四條第二項の規定により、入所資格について設定された特別の基準が適用されるものを除く。）は、第四條第一項第一号イの規定にかかわらず、当分の間、学校教育法第五十七條に規定する者（理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成七年法律第九号。以下「改正法」という。）附則第五條第二項に規定する者を含む。）を入所させることができる。この場合において、指定養成施設の長は、理容師法施行規則附則第六條第一号に規定する講習を実施しなければならない。

第四条 この省令の施行の日の前日において改正法による改正前の理容師法第三條第四項の規定による指定を受けていた理容師養成施設（以下「旧指定養成施設」という。）については、平成十一年三月三十一日までの間は、第四條第一項第一号及び第二号の規定中「二分の一」とあるのは「三分の一」とし、同條第一項第一号リ（図書室に関する部分に限る）、又及びアの規定は適用しない。

第五条 この省令の施行の日の前日において一年以上継続して旧指定養成施設において旧規則別表第二に掲げる消毒法（実習）又は理容理論（実習を含む。）の教員として勤務していた者であつて、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したものは、第四條第一項第一号トの規定にかかわらず、当分の間、消毒法（実習）の教員にあつては別表第三に掲げる衛生管理又は理

容保健の教員と、理容理論（実習を含む。）の教員にあつては同表に掲げる美容技術理論又は美容実習の教員となることができる。

以上旧指定養成施設において旧規則別表第二に掲げる理容理論（実習を含む。）の教員として勤務していた者は、第四條第一項第一号トの規定にかかわらず、当分の間、別表第三に掲げる美容技術理論又は美容実習の教員となることのできる。

第七条 改正法附則第四條第二項の規定により、厚生大臣の指定がなおその効力を有するとされる理容師養成施設については、旧規則第九條、第十一條及び第十二條の規定は、同項に規定する日までの間は、なおその効力を有する。

附則（平成二〇二年二月二〇日厚生省令第一二七号）抄
（施行期日）
1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成二〇二年二月二九日厚生労働省令第一五二号）抄
（施行期日）
この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附則（平成二〇二年二月二九日厚生労働省令第二二二号）抄
（施行期日）
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の日前になされたこの省令による改正前の理容師養成施設指定規則（以下「旧理容規則」という。）第三條第一項の規定に基づく申請又は第六條第二項の規定に基づく申請（新たに養成課程を設ける場合に限る。）については、この省令による改正後の理容師養成施設指定規則（以下「新理容規則」という。）第三條第一項第九号の二及び第四條第一項第一号リの規定は適用しない。

第三条 この省令の施行の際現に旧理容規則第四條第一項第一号ト及び別表第三の規定に基づき関係法規・制度、理容の物理・化学、理容文化

論又は美容運営管理の教員として勤務していた者は、新理容規則第四條第一項第一号ト及び別表第三の規定にかかわらず、当分の間、当該課目の教員となることのできる。

第四条 この省令の施行の日の前日において理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三條第三項の規定による指定を受けていた理容師養成施設（以下「既存理容師養成施設」という。）旧理容規則第三條第一項の規定に基づき申請を提出しこの省令の施行後に理容師法第三條第三項の規定による指定を受けた理容師養成施設及び旧理容規則第六條第二項の規定に基づき申請（新たに養成課程を設ける場合に限る。）を提出しこの省令の施行後に新理容規則第六條第一項の規定による承認を受けた理容師養成施設については、平成二十一年三月三十一日までの間は、新理容規則第四條第一項第一号リの規定は適用しない。

第五条 既存理容師養成施設、旧理容規則第三條第一項の規定に基づき申請を提出しこの省令の施行後に理容師法第三條第三項の規定による指定を受けた理容師養成施設又は旧理容規則第六條第二項の規定に基づき申請（新たに養成課程を設ける場合に限る。）を提出しこの省令の施行後に新理容規則第六條第一項の規定による承認を受けた理容師養成施設の設定者は、平成二十一年三月三十一日までに同規則第三條第一項第九号の二に規定する卒業認定の基準を厚生労働大臣に提出し、その承認を得なければならない。

第六条 既存理容師養成施設の設定者は、平成二十一年五月三十一日までに新理容規則第三條第一項第十二号の規定に基づく校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図について変更しようとするときは、同規則第六條第一項の規定にかかわらず、その旨を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第七条 この省令の施行の際現に旧理容規則第六條第一項の規定に基づく申請（生徒の定員を減ずる場合に限る。）を行っている者は、新理容規則第八條第二項の規定による届出を行った者とみなす。

第八条 この省令の施行の日前になされた旧理容規則第六條第二項の規定に基づく申請（養成施設を廃止する場合に限る。）については、なお従前の例による。

附則（平成二〇二年二月二八日厚生労働省令第一五九号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に理容師養成施設指定規則第四條第一項第一号ト及び別表第三衛生管理理容保健の項第五号の規定に基づき理容師養成施設の衛生管理及び理容保健の課目の教員となることのできる者並びに美容師養成施設指定規則第三條第一項第一号ト及び別表第三衛生管理美容保健の項第五号の規定に基づき美容師養成施設の衛生管理及び美容保健の課目の教員となることのできる者は、この省令による改正後の理容師養成施設指定規則（以下「新理容規則」という。）第四條第一項第一号ト及び別表第三並びに美容師養成施設指定規則（以下「新美容規則」という。）第三條第一項第一号ト及び別表第三の規定にかかわらず、平成二十三年三月三十一日までの間、理容師養成施設の衛生管理又は理容保健の課目及び美容師養成施設の衛生管理又は美容保健の課目に係る同時授業（新理容規則第四條の二第二項に規定する同時授業をいう。次条において同じ。）の教員となることのできる。

（検討）
第三条 厚生労働大臣は、この省令の施行後五年を目途として新理容規則及び新美容規則の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二七年三月三十一日厚生労働省令第五五号）抄
（施行期日）
1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二八年五月三十一日厚生労働省令第一〇四号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の理容師養成施設指定規則第四條第一項第一号ト及び別表第三の規定に基づき理容技術理論及び理容実習の課目の教員として勤務していた者は、第一条の規定による改正後の理容師養成施設指定規則（以下「新理容規則」という。）別表第三の規定にかかわらず、当分の間、当該課目の教員となることのできる。

（経過措置）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（理容師養成施設に係る経過措置）
第二条 この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の理容師養成施設指定規則第四條第一項第一号ト及び別表第三の規定に基づき理容技術理論及び理容実習の課目の教員として勤務していた者は、第一条の規定による改正後の理容師養成施設指定規則（以下「新理容規則」という。）別表第三の規定にかかわらず、当分の間、当該課目の教員となることのできる。

2 この省令の施行の際現に理容師の免許を受けた後三年以上実務に従事した経験のある者であつて、平成二十九年三月三十一日までの間に新理容師養成施設指定規則第三項の規定に基づき厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したものは、新理容師養成施設指定規則第三項の規定にかかわらず、当分の間、理容技術理論及び理容実習の課目の教員となることのできる。

附 則 (平成二十九年三月三十一日厚生労働省令第三十九号) 抄

第一條 この省令の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一條の規定のうち理容師法施行規則様式第一から第四までの改正規定、第四條の規定、第五條のうち美容師法施行規則様式第一から第四までの改正規定及び第八條の規定並びに附則第四條、第五條、第十三條及び第十四條の規定 この省令の公布の日

二 第三條及び第七條の規定並びに附則第六條から第十條まで及び第十五條から第十九條までの規定 平成三十年四月一日

(理容師養成施設に係る準備行為)

第四條 理容師法第三條第三項の指定を受けて第三條の規定による改正後の理容師養成施設指定規則(以下「新理容師養成施設指定規則」という。)第四條の基準に係る理容師養成施設を設けようとする者、新理容師養成施設指定規則第六條第二項の変更の承認を受けて新理容師養成施設指定規則第二條第四項に規定する美容修得者課程を設けようとする者又は新理容師養成施設指定規則第六條第二項の変更の承認を受けて新理容師養成施設指定規則第四條の二第一項に規定する同時授業を行うおとする者は、第二號施行日前においても、新理容師養成施設指定規則第二條第四項、第三條第二項、第四條の二第一項又は第六條第二項の規定の例により、その指定又は変更の承認の申請をすることができ

2 都道府県知事は、前項の規定による指定又は変更の承認の申請があつた場合には、第二號施行日前においても、新理容師養成施設指定規則、別表第一の二又は別表第三の規定の例により、その指定又は変更の承認をすることができ

この場合において、その指定又は変更の承認を受けた者は、第二號施行日において理容師法第三條第三項の指定又は新理容師養成施設指定規則第六條第二項の変更の承認を受けたものとみなす。

第五條 厚生労働大臣は、第二號施行日前においても、新理容師養成施設指定規則別表第三の規定の例により、同表衛生管理保健、化粧品化学、文化論又は運営管理の各項の規定による研修の認定をすることができ

第六條 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律附則第三條の規定により同法第二條の規定による改正後の美容師法の規定による美容師試験を受けることができるものとされている者については、新理容師養成施設指定規則第二條第四項の規定の適用に当たつては、美容師法第四條第三項に規定する指定を受けた美容師養成施設において美容師法施行規則第十一條前段に規定する期間以上美容師になるのに必要な知識及び技能を修得している者とみなす

第七條 第三條の規定の施行の際現に理容師法第三條第三項に規定する指定を受けた理容師養成施設に入所中の生徒に係る修業期間、教科課程、単位数、教科課程の教員及び通信課程における授業方法並びに当該生徒に係る教科課程については、なお従前の例による

第八條 次の各号に掲げる者は、新理容師養成施設指定規則別表第三の規定にかかわらず、當分の間、それぞれ当該各号に掲げる理容師養成施設の課目の教員となることのできる。

一 第三條の規定の施行の際現に同條の規定による改正前の理容師養成施設指定規則(以下「旧理容師養成施設指定規則」という。)第四條第一項第一号ト及び別表第三の規定に基づき衛生管理の課目の教員として勤務していた者 衛生管理

二 第二號施行日の前日において現に旧理容師養成施設指定規則第四條第一項第一号ト及び別表第三の規定に基づき理容保健、理容の物理・化学、理容文化論又は理容運営管理の課目の教員として勤務していた者 それぞれ保健、化粧品化学、文化論又は運営管理

三 第二號施行日の前日において現に理容師養成施設指定規則附則第五條の規定に基づき旧理容師養成施設指定規則別表第三に掲げる衛生管理又は理容保健の課目の教員として勤務していた者 それぞれ衛生管理又は保健

四 第二號施行日の前日において現に理容師養成施設指定規則及び美容師養成施設指定規則の一部を改正する省令(平成二十年厚生労働省令第二十一号)附則第三條の規定に基づき旧理容師養成施設指定規則別表第三に掲げる理容の物理・化学、理容文化論又は理容運営管理の課目の教員として勤務していた者 それぞれ化粧品化学、文化論又は運営管理

五 平成二十九年四月一日から第二號施行日の前日までの間に旧理容師養成施設指定規則別表第三の衛生管理理容保健、理容文化論又は理容運営管理の各項の規定に基づき厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了した者 それぞれ衛生管理、保健、文化論又は運営管理

第九條 理容師の免許を受けた後、第二號施行日前に旧理容師養成施設指定規則別表第三に掲げる理容保健、理容の物理・化学、理容文化論又は理容運営管理の課目の教育に関する業務に従事した期間がある者の当該期間及び附則第七條の規定によりなお従前の例によることとされる教科課程のうち理容保健、理容の物理・化学、理容文化論又は理容運営管理の課目の教育に関する業務に従事した期間がある者の当該期間については、それぞれ新理容師養成施設指定規則別表第三の衛生管理保健の項の下欄第八号、化粧品化学の項の下欄第六号、文化論の項の下欄第四号(一)又は運営管理の項の下欄第四号(二)に規定する期間に含めて計算するものとする。

附 則 (平成三〇年二月二六日厚生労働省令第一五号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

別表第一

別表第二

別表第三

別表第四

別表第五

別表第六

合計 六十七単位以上

必修課目 理容技術理論 四単位以上
理容実習 二十三単位以上

小計 二十七単位以上

合計 三十四単位以上

必修課目 理容技術理論 四単位以上
理容実習 二十三単位以上

小計 二十七単位以上

合計 三十四単位以上

必修課目 理容技術理論 四単位以上
理容実習 二十三単位以上

小計 二十七単位以上

必修課目 理容技術理論 四単位以上
理容実習 二十三単位以上

小計 二十七単位以上

合計 三十四単位以上

必修課目 理容技術理論 四単位以上
理容実習 二十三単位以上

小計 二十七単位以上

合計 三十四単位以上

必修課目 理容技術理論 四単位以上
理容実習 二十三単位以上

小計 二十七単位以上

合計 三十四単位以上

<p>五 旧高等試験令（昭和四年勅令第十五号）による高等試験又は司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）による司法試験に合格した者</p>	<p>衛生 一 医師</p>	<p>管理 二 歯科医師</p>	<p>保健 三 薬剤師</p>	<p>四 獣医師</p>	<p>五 保健師</p>	<p>六 助産師</p>	<p>七 看護師</p>	<p>八 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者であつて、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの</p>	<p>化粧品 一 薬剤師 二 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第七号第一号又は第二号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であつて、当該学校において化学を修めた者</p>	<p>三 旧教員免許令に基づく旧実業学校教員検定二関スル規程（大正十一年文部省令第四号）第六号第五号の規定により許可を受けた学校又は同条第七号の規定に基づく昭和十五年十月文部省告示第五百六十九号（実業学校教員検定二関スル規程第六号第七号により無試験検定を受けることができる者の指定の件）に掲げる学校若しくは養成所の卒業者であつて、当該学校又は養成所において化学を修めた者</p> <p>四 学校教育法に基づく大学の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。）であつて、化学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位（同法第四十二条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）を有する者</p> <p>五 教育職員免許法第五条又は教育職員免許法施行法第一条若しくは第二条の規定により高等学校若しくは中学校の理科の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者</p> <p>六 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年</p>
---	--------------------	----------------------	---------------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--	---	---

<p>以上になる者であつて、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの</p>	<p>文化 一 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第七号第一号又は第二号の規定により、指定又は許可を受けた学校の卒業者であつて当該学校において美術を修めた者</p>	<p>二 学校教育法に基づく大学の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。）であつて、美術に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位（同法第四十二条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）を有する者</p>	<p>三 教育職員免許法第五条又は教育職員免許法施行法第一条若しくは第二条の規定により高等学校若しくは中学校の美術の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者</p>	<p>四 次の各号のいずれかに該当する者であつて、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したもの</p> <p>(一) 一から三までに定める者に準ずると認められる者</p> <p>(二) 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者</p>	<p>運 管理 一 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第七号第一号又は第二号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であつて、当該学校において経済学、経営学又は会計学を修めた者</p> <p>二 学校教育法に基づく大学の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。）であつて、経済学、経営学又は会計学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位（同法第四十二条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）を有する者</p> <p>三 教育職員免許法第五条又は教育職員免許法施行法第一条若しくは第二条の規定により、高等学校の公民若しくは中学校の社会の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者</p>	<p>以上になる者であつて、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの</p> <p>四 次の各号のいずれかに該当する者であつて、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したもの</p> <p>(一) 一から三までに定める者に準ずると認められる者</p> <p>(二) 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者</p>
---	--	---	--	---	---	---

<p>四 次の各号のいずれかに該当する者であつて、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したもの</p> <p>(一) 一から三までに定める者に準ずると認められる者</p> <p>(二) 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者</p> <p>理容師の免許を受けた後、実務又は理容師技術養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者であつて、厚生労働大臣の認定し実習した研修の課程を修了したもの</p> <p>選択それぞれの課目を教授するのに適当と認められる者</p>
--